

一般社団法人日本障がい者乗馬協会

役員選考委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本障がい者乗馬協会（以下本協会という。）の役員選考委員会の設置に関し必要な事項を定め、かつその運営の円滑化を図ることを目的とする。

(設置及び任務)

第2条 本協会は、前条の目的を達成するため、役員選考委員会を設置する。

2 役員選考委員会は、社員総会で選任される理事及び監事（以下「役員」という）の候補者並びに理事の互選で選定される会長、副会長、理事長の候補者の選考を行うことを任務とする。

(構成)

第3条 役員選考委員会は、社員（法人又は団体である社員にあっては、当該法人または団体の代表者をいう。以下同じ）及び有識者をもって構成する。

2 会長は、役員選考委員会の設置について理事会に諮り、委員長を指名する。

3 委員長は、広く社員及び有識者から委員4名以上7名以内を選考し、会長に報告する。

4 委員が役員候補に選出された場合は委員を退任する。

(招集及び開催)

第4条 役員選考委員会は、委員長が役員を選任を行う総会の開催に先立ち開催し、開催する。

2 役員選考委員会の議長は委員長とする。

3 委員長は、役員選考委員会の開催に当たり、若干名の理事の出席を求めて意見を聴取することができる。

(選出方法)

第5条 役員選考委員会の決議は、委員の3分の2以上の出席をもって行う。

2 役員選考委員会は、次の手順に従って候補者を選考する。

(1) 候補者の中から6名以上20名以内の理事候補者を選考する。

(2) 2名以上5名以内の監事候補者を選出する。

(3) ただし、欠員がでた場合による役員選考の場合は上記(1)から(4)の手順によらない。

(候補者名簿及び議事録)

第6条 役員選考委員会は、議事終了後速やかに第5条第2項(1)(3)の役員候補者名簿及び議事録を作成し、委員長及び出席した委員が議事録に記名押印し、その候補者名簿と議事録を総会に提出しなければならない。

2 第5条第2項(4)に関し、前項と同様の手続きを経て、その候補者名簿と議事録を理事会に提出しなければならない。

(任期)

第7条 委員の任期は、選任された日から2年間とする。

(報酬)

第8条 委員は、無報酬とする。

2 委員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。ただし、役員候補者選考委員会の独立性を損ねる改廃をすることはできない。

附則

この規程は、令和5年4月1日より施行する。